私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金交付要綱

施行　平30.11.９
改正　令元.６.11
改正　令３.４.１
改正　令５.１.10

第１　趣旨

知事は、私立幼稚園教員の人材確保に関する取組の促進を図るため、私立幼稚園教員人材確保支援事業を行う幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項に定める特定教育・保育施設を除く。以下同じ。）を設置する学校法人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

この要綱において、「私立幼稚園教員人材確保支援事業(以下「事業」という。)」とは、以下に掲げる事業をいう。

(1)　幼稚園の設置者が当該幼稚園に所属する専任教員に対して、人材確保のために県が別に定める通常のベースアップを超えて本俸を引き上げることにより行う給与改善事業（以下「人材確保支援事業」という。）

(2)　幼稚園の設置者が当該幼稚園に所属する教職員に対して、教職員の処遇改善のために本俸の引き上げ又は手当の支給により行う給与改善事業（以下「処遇改善支援事業」という。）

第３　補助の対象及び補助額

(1)　補助の対象

事業に要する経費（以下「事業費」とする。)。なお、定期昇給に係る費用や給与改善以外の支援は補助対象外とする。

(2)　補助額

別表のとおりとする。

第４　交付の申請

(1)　提出書類　各１部

ア　交付申請書（様式第１号）

イ　申請額内訳書（様式第２号）

ウ　事業計画書（様式第３号の１～２）

エ　収支予算書（様式第４号）

(2)　提出期限

別に定める日まで

第５　交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1)　次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア　事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助金の収支に関する帳簿を備え、関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

第６　変更の承認申請

提出書類　各１部

ア　変更承認申請書（様式第５号）

イ　変更申請額内訳書（様式第２号）

ウ　変更事業計画書（様式第３号の１～２）

エ　変更収支予算書（様式第４号）

第７　実績報告

(1)　提出書類　各１部

ア　実績報告書（様式第６号）

イ　精算額内訳書（様式第７号）

ウ　事業実績書（様式第３号の１～２）

エ　収支決算書（様式第４号）

(2)　提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日まで

第８　請求の手続

(1)　提出書類　１部

請求書（様式第８号）

(2)　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

附　則

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和４年度分の補助金から適用する。ただし、令和４年度の補助金にあっては、処遇改善支援事業の補助の対象は、令和５年１月以降の経費とする。

別表

事業区分	補助額
人材確保支援事業	補助対象教員ごとに次のア及びイに掲げる額を比較して少ない額の２分の１の額を合計した額以内とする。なお、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ア　事業費 イ　基準年度における給与年額の６％相当額
処遇改善支援事業	事業費の３分の２以内の額とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とする。なお、算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ＜算式＞ 教員数×9,000 円×（１＋基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷基準年度における給与の総額）×３分の２×事業実施月数

様式第１号

私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金交付申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　名

　　年度において私立幼稚園教員人材確保支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　円

口座振替先　金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第2号

申請額内訳書(変更申請額内訳書)

(単位:円)

幼稚園名	給与改善額 A (事業費)	補助限度額 B	補助金所要額 C	補助金額 D (千円未満切捨て)
計				

様式第３号の１　　事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

（１）人材確保支援事業

基準年度	

通常のベースアップ	基準年度～前年度計	当該年度	累計（①）

コード		園名	

（単位：円）

職	氏名	基準年度の給与支給額（年額）			通常のベースアップ B＝A*①	当該年度の給与支給額（年額）						給与改善額（事業費） E=C-A-B-D	補助限度額 F=A*0.06	補助金所要額 G=（E,Fの小）＊1/2	備考
		本俸	賞与	計 A		本俸	賞与	計 C	左のうち、定期昇給等の額（※）						
									本俸	賞与	計 D				
計		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	

1　本様式は幼稚園ごとに作成すること。
2　給与改善の内容を確認するため、基準年度及び当該年度の給与規程（給料表含む）、給与台帳等、給与額の根拠となる資料を添付すること。
3　（※）基準年度を起点として、当該年度までの定期昇給等による増加額を記入する。定期昇給等の例：特別加減算、賞与支給月数の増減

様式第３号の２

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

（２）処遇改善支援事業

幼稚園名	

（単位：円）

No	氏名	職	常勤・非常勤の別	法人役員の兼務	基準年度の給与月額【　年度】	月									備考
						給与改善見込額（計画）				給与改善額（実績）					
					a	b	本俸及び決まって毎月支払う手当 c	割合 d=b/a	法定福利費等の事業主負担分の増	e=f+g	本俸及び決まって毎月支払う手当 f	その他 g	法定福利費等の事業主負担分の増	割合 h=e/a	
合計（円）															

改善に要する額

改善に要した額

様式第３号の２別紙

	改善に要する額 （補助対象経費） a	補助金算式 b=a*2/3	上限額 c
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
10月			
11月			
12月			
１月			
２月			
３月			
計			

交付申請額※　　円

※ｂとｃいずれか低い方

	改善に要した額 （補助対象経費） a	補助金算式 b=a*2/3	上限額 c
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
10月			
11月			
12月			
１月			
２月			
３月			
計			

実績額（確定額）※　　円

※ｂとｃいずれか低い方

様式第４号

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

園名〔　　〕

１　収入の部

区　　分	予算（決算）額	備　　考
	円	
計		

２　支出の部

区　　分	予算（決算）額	算出の基礎
	円	
計		

注）１　この収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）は、幼稚園ごとに作成すること。
　　２　変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第５号

私立幼稚園教員人材確保支援事業計画変更承認申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　　氏　　名

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園教員人材確保支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

１　計画変更の理由

２　変更の内容

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第６号

実　績　報　告　書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所在地
名　称
代表者　氏　　名

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園教員人材確保支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

様式第7号

精算額内訳書

（単位：円）

幼稚園名	給与改善額　A （事業費）	補助限度額　B	補助金所要額　C	交付決定額　D	補助金額　E （C、Dのいずれか小） （千円未満切捨て）
計					

様式第８号

請　　求　　書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付の確定を受けた私立幼稚園教員人材確保支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

設置者所在地
名　　称
代　表　者　氏　　名

（注）　以下の項目についても記載すること。
責任者　職・氏名
作成者　職・氏名

私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金実施要領

1　趣旨

私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領の定めるところによる。

2　補助の要件

(1)　基準年度の給与水準に対して定期昇給とは別に給与等の改善が図られていること。

(2)　給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶもの若しくは、後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。

(3)　給与改善により、原則としてこれまで支払われている他の給与項目の水準を低下させてはならないこと。

(4)　令和４年２月以降、教職員に対する給与改善を実施していること。

※給与改善とは、教育支援体制整備事業費交付金事業（令和４年２月４日　文部科学大臣裁定。以下、交付金事業という。）及び本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく給与水準を超えて、給与を引き上げることをいう。

(5)　本事業による給与改善に係る計画書を有し、計画の具体的な内容を教職員に周知していること。

(6)　本事業による補助額は、教職員の給与改善及び当該給与改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分（処遇改善支援事業に限る。）に全額充てること。

(7)　本事業による給与改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも給与改善の合計額の３分の２以上は、本俸又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。

(8)　交付金事業を活用して給与改善を行った場合は、交付金事業による処遇改善の水準を低下させていないこと。

(9)　当年度の給与に関する規程について、前年度人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を給与水準に反映していないこと（該当がある場合に限る。）。

3　給与改善の基準年度

(1)　人材確保支援事業

ア　平成 30 年度に実施した給与改善について、以降も継続している場合　平成 29 年度

イ　令和元年度以降新たに給与改善を実施する場合　初めて給与改善を実施した前年度

ウ　イの給与水準が平成 29 年度と比較して減少している場合　平成 29 年度

(2)　処遇改善支援事業

ア　交付金事業を活用して給与改善を実施した場合　令和２年度

イ　ア以外の場合　初めて給与改善を実施した前年度

4　通常のベースアップ

要綱第２(1)に定める「県が別に定める通常のベースアップ」は静岡県人事委員会勧告に基づく行政職給料表の平均改定率の水準とし、当該改定率については、毎年度通知するものとする。

5　補助対象教員等

(1)　人材確保支援事業

ア　幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）第５条第１項に規定する「専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭」（以下「教諭等」という。）とする。また、幼稚園設置基準第５条第２項の規定により、副園長又は教頭が教諭等を兼ねる場合や、助教諭もしくは講師をもって教諭等に代える場合についても、補助対象とする。ただし、園長、養護教諭、事務職員、法人役員及び延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員は対象外とする。

イ　アの具体的な取扱いは幼稚園経常費補助金の本務教員の要件に該当する者とする。なお、同要件に該当する、補助年度の５月２日以降 10 月１日までに採用した者を含むものとする。

(2)　処遇改善支援事業

幼稚園に所属する教職員（非常勤を含む。ただし、法人役員を兼務する園長、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員を除く。）とする。なお、補助上限額の算定に用いる教員数は、原則として申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。

6　補助対象経費

要綱第３(1)に定める補助の対象となる事業費は、以下のとおりとする。

(1)　人材確保支援事業

補助対象教員に対して当該年度中に支払われる本俸及び賞与（給与規程に定めがあり、本俸と連動する場合に限る。）のうち、通常のベースアップを超える給与改善に要する経費とする。

(2)　処遇改善支援事業

補助対象教職員に対して当該年度中に支払われる本俸及び決まって毎月支払われる手当のうち、給与改善に要する経費及び当該給与改善に伴い増加する法定福利費等（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料、法人事業税に係る外形標準課税の付加価値額、退職手当共済制度掛金その他これらに類するものをいう。）の事業主負担分に要する経費とする。

7　補助額

(1)　要綱第３(2)別表に定める給与年額は、本俸と賞与の合計額とする。

(2)　新規に雇用した教員等で基準年度の給与年額の比較ができない場合は、基準年度に同程度の経験、能力等を有する教員を雇用した場合の給与年額と比較する。

８　給与改善の方法

⑴　補助対象となる給与改善は、給与規程の改定による、本俸の引上げ及び決まって毎月支払われる処遇改善を目的とした手当の支給（処遇改善支援事業に限る。）とする。

⑵　年度途中に給与規程の改定を行った場合、改定後に、遡って差額分の給与が支給されていれば、遡って支給された月の給与及び当該給与改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に要する経費（処遇改善支援事業に限る。）についても補助対象とする。

９　その他

⑴　給与規程の改定が､法人内部の正式な意思決定であることが確認できる資料を整備すること。

⑵　人材確保支援事業については、県に提出する事業計画書､変更事業計画書、事業実績書には、基準年度及び当該年度の給与規程（給料表含む)、給与台帳等、給与額の根拠となる資料を添付すること。

附　則

１　この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

２　要領６の規定にかかわらず、平成 30 年度においては給与改善分として支給する新たな手当等(処遇改善を目的とした手当又は一時金)も対象とする。ただし、平成 30 年度に給与改善分として手当等で支給した額は次年度の給料表の本俸に含め改善するものとする。

附　則

この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。

附　則

この改正は、令和４年度分の補助金から適用する。ただし、令和４年度の補助金にあっては、処遇改善支援事業の補助の対象は、令和５年１月以降の経費とする。